

改正

平成27年2月1日
平成27年4月1日
平成30年9月18日
令和2年4月1日第9248号
令和3年8月17日第9521号
令和4年5月12日第04—44号
令和7年4月1日

関西医科大学研究等不正防止委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、関西医科大学（以下「本学」という。）における研究活動に関する不正行為への対応及び公的研究費の不正使用防止のため、関西医科大学研究等不正防止委員会の設置及び任務を定めるとともに、本学における研究活動の適法性を確保し、不正行為を容認しない倫理観の確立及び医学研究の健全な発展を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 関西医科大学研究活動における不正行為防止規程（以下「不正行為防止規程」という。）第6条の規定及び関西医科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程（以下「管理・監査体制規程」という。）第9条第3項に基づき、本学に関西医科大学研究等不正防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 管理・監査体制規程第9条に定める不正防止計画の策定及び実施
- (2) 関西医科大学研究活動における不正行為防止規程第15条に定める予備調査及び学長からの委員会への諮問に対する答申
- (3) 研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）及び公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）発生後の再発防止策の策定及び実施
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、不正行為及び不正使用の防止に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究担当副学長
- (2) 大学院医学研究科教務部長
- (3) 大学院看護学研究科教務部長
- (4) 大学院生涯健康科学研究科教務部長
- (5) 医学部教授会構成員の互選により選出された基礎・社会・教養系教授1名及び臨床系教授1名
- (6) 看護学部教授会構成員の互選により選出された教授1名
- (7) リハビリテーション学部教授会構成員の互選により選出された教授1名
- (8) 研究部長
- (9) 前各号に定める者のほか、学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第4号から第6号まで並びに第8号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第4号から第6号まで並びに第8号の委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。委員長は、第4条第1項第1号に定める委員をもって充てる。

2 委員長は、学長の命により又は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第7条 委員会に、副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合はその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で議決する。

3 委員長は、第4条第1項各号に定める委員のほか、必要な者をオブザーバーとして委員会へ出席させることができる。ただし、オブザーバーは議決権を有しない。

(研究公正等相談窓口)

第9条 研究者からの不正行為及び不正使用並びに諸問題に関する相談に対応するため、本委員会の下に研究公正等相談窓口を設置する。

2 研究公正等相談窓口は、研究部研究課が担当する。

3 相談案件について、他の規程等に定めのある事案については、当該関係部署に回付しなければならない。

(研究公正等相談員)

第10条 前条第3項以外の案件の内、研究公正等の観点からの助言等が必要な案件に適切に対応するため、研究公正等相談員を置き、研究公正等相談窓口からの要請に基づき対応するものとする。

2 研究公正等相談員については、別に定める。

(職務従事の制限)

第11条 委員会は、委員が不正行為に関係があるおそれのある者（以下「調査対象者」という。）であると認めるとき、または調査対象者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員を当該調査対象者に関する調査に従事させてはならない。

2 前項の委員は、当該調査対象者に関する委員会の会議に出席することができない。

(予備調査)

第12条 不正行為防止規程第9条に規定する不正行為の告発を受け、学長から委員会に諮問があった場合には、委員会は同規程第15条に規定する予備調査を行い、その結果を学長に答申する。

2 委員会は、前項の予備調査において、関係者が保有する関係書類等の閲覧、客観的な資料の収集、関係者からの事情聴取等十分な調査を尽くし、公正な結論が得られるよう努めなければならない。

3 委員及びオブザーバーは、予備調査の過程においては、申立者及び申立対象者の名誉、プライバシーの権利等に配慮しなければならない。

4 委員及びオブザーバーは、予備調査を通じて知り得た情報に関しては、調査結果の公表の日まで、これを漏らしてはならない。

(委員会の事務)

第13条 委員会に関する事務は、研究部研究課が行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、医学部教授会、看護学部教授会及びリハビリテーション学部教授会の審議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成19年11月20日から施行する。

2 この規程の運用に当たって、学校法人関西医科大学公益通報者の保護等に関する規程と重複する事項についてはこの規程を優先適用する。

附 則（平成27年2月1日）

改正

令和3年8月17日第9521号

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

改正

令和3年8月17日第9521号

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月18日）

この規程は、平成30年9月18日から施行する。

附 則（令和2年4月1日第9248号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月17日第9521号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月12日第04—44号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。